



ひらた行政だより

合併処理浄化槽の設置をお願いします！

平田村では、河川などの水質保全と、美しく快適な居住環境の確保にむけ、農業集落排水事業と合併処理浄化槽設置整備事業により、汚水処理人口普及率の向上を目指しています。

現在、単独浄化槽を使用している方は合併処理浄化槽に切り替えをお願いします。また、くみ取り便槽の方は水洗化し、合併処理浄化槽を設置して、し尿処理量の減少につなげていきましょう。

《平田村合併処理浄化槽設置整備事業について》

- 対象となる地域：農業集落排水が整備されていない地区が対象です。
- 対象となる工事：住宅で建物の外の配管及び浄化槽設置工事が対象です。
※建物内部のトイレの改修工事に係る工事などは対象外です。

●補助の金額

人槽区分	補助額	(乙空釜地区) 補助額
5人槽	332,000円	837,000円
7人槽	414,000円	1,043,000円
10人槽	548,000円	1,375,000円

※単独浄化槽又は、くみ取り便槽からの転換の場合は、上記の補助金に撤去費及び宅内配管工事費用が上乗せになります。

項目	撤去費補助額
単独浄化槽撤去	150,000円
くみ取り便槽撤去	120,000円
宅内配管工事費用	(上限) 330,000円

●現在の設置基準

人槽区分	住宅面積
5人槽	130㎡未満
7人槽	130㎡以上
10人槽	2世帯住宅（トイレ、浴槽、台所の流し場が2つ以上ある建物）

※浄化槽の維持費用（清掃、保守点検等）は設置者の負担になります。

【補助金交付の要件（上記以外）】

- ・村税等で未納がないこと。
- ・過去に平田村合併処理浄化槽設置整備事業補助金を受けていないこと。

お問い合わせ：平田村役場産業建設課 ☎0247-55-3116

井戸水等を飲用されている皆さんへ

平田村では、令和8年度から飲用井戸等の使用者が水質検査を実施する 検査費用の一部を補助します

飲用井戸等の衛生を確保するため、「福島県飲用井戸等衛生対策要領」では、飲用井戸等については、1年以内ごとに1回の水質検査を行うことが望ましいとされています。
安心して井戸水を飲むためにも、定期的に水質検査を行うよう努めてください。

飲用井戸等水質検査費補助金について

●補助対象地域

平田村全域

●補助対象者

- ・平田村に居住し、又は居住しようとする者のうち、単独又は共同利用により飲用井戸等を所有し、若しくは使用している者
- ・集会所等の飲用井戸等を所有し、若しくは借り受けて使用している者

●水質検査の依頼先について

水質検査を依頼する場合は、水道法に規定する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関となります。

検査機関が分からない場合は役場産業建設課までお問い合わせください。

●補助金の額

対象経費の2分の1 上限5,000円

※ただし、同一年度内に飲用井戸等1か所につき1回に限ります。

＜ 定期の水質検査の項目 ＞

- ・一般細菌 ・大腸菌 ・亜硝酸態窒素 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ・塩化物イオン ・有機物（全有機炭素（TOC）の量） ・pH値
- ・味・臭気 ・色度 ・濁度
- ・その他水質基準項目のうち井戸の水質検査結果などから判断して必要となる項目

飲用井戸等水質検査費補助金交付手続きの流れ

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）の提出 【申請者→村】
《添付書類》
 - ・水質検査機関が交付する水質検査結果
 - ・領収書（写し）
- ② 補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付 【村→申請者】
- ③ 補助金請求書（様式第3号）の提出 【申請者→村】
- ④ 補助金振り込み（請求書受理後、30日以内）

お問い合わせ：平田村役場産業建設課 ☎0247-55-3116